

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		工業用地下水採取の許可井戸のストレーナー位置等の変更の許可
根拠条例・規則名		工業用水法（昭和31年法律第146号）
条 項		第7条第1項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 （電話：048-829-1331）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定。 (1) 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため (2) 処分の先例がないもの、まれであるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため
	設定等年月日	平成16年9月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日間
	設定等年月日	平成16年9月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		